

松阪市森林公園指定管理者募集要項

令和2年10月

松阪市産業文化部林業振興課

目 次

I	指定管理者の募集について…P 1～ P 1 0	
1	1. 施設の所在地及び名称	P 1
2	2. 施設の概要	P 1
3	3. 指定管理者が行う管理の基準	P 4
4	4. 指定管理者が行う業務の範囲	P 6
5	5. 指定の期間	P 6
6	6. 管理運営業務に要する経費	P 6
7	7. 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項	P 7
8	8. 業務の継続が困難になった場合における措置	P 8
9	9. 原状回復及び事務引継	P 9
10	10. 備品等の帰属	P 9
11	11. 運営委員会の設置	P 9
12	12. 業務を実施するに当たっての注意事項	P 9
13	13. 提供した資料の取扱い	P 10
II	申請手続等について…P 1 0～P 1 3	
1	1. 応募の資格等	P 10
2	2. 応募の手続き	P 11
3	3. 事業計画書	P 13
4	4. 収支予算書	P 13
III	選定の方法及び基準…P 1 4～P 1 5	
1	1. 選定の方法	P 14
2	2. 選定の基準等	P 14
3	3. 選定審査	P 14
4	4. 候補者の選定及び選定結果の報告	P 14
5	5. 候補者の決定及び通知	P 14
6	6. 応募・選定時における情報の非公開	P 14
7	7. 選定審査対象からの除外	P 15
8	8. 再度の選定	P 15
IV	日程について…P 1 6～P 1 7	
1	1. 募集要項及び仕様書等の配付	P 16
2	2. 公募説明会（現地説明会）の開催	P 16
3	3. 質問の受付及び回答	P 16
4	4. 指定申請書の提出	P 17
5	5. 審査選定委員会の実施	P 17
6	6. 選考結果通知	P 17
7	7. 指定管理者との協定締結	P 17
8	8. 指定管理者による管理運営の開始及び業務の引継ぎ	P 17
9	9. 指定期間満了時の次期指定管理者への業務の引継ぎ	P 17
10	10. 問い合わせ先	P 17
V	指定管理者の指定及び協定に関する事項…P 1 8	
1	1. 指定管理者の指定	P 18
2	2. 協定の締結	P 18
3	3. 指定後の留意事項	P 18

I 指定管理者の募集について

公の施設の管理については、平成15年9月に地方自治法の一部改正があり、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に「指定管理者制度」が導入されたところです。

これにより、松阪市では平成18年4月から松阪市森林公園に同制度を導入し、効果的・効率的な施設管理を図っていますが、第三期の指定期間が満了するため、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）、松阪市森林公園条例（平成17年松阪市条例第330号）及びこの要項等に基づき、第四期となる令和3年4月以降の指定管理者の募集を行うものです。

1. 施設の所在地及び名称

所在地 松阪市伊勢寺町1678番地

名称 松阪市森林公園

2. 施設の概要

(1) 施設の設置目的

松阪市森林公園は、自然に親しむ環境を市民に提供するとともに、森林資源の活用を図り、併せて地域の経済的向上に資することを使命とします。

(2) 施設の管理運営方針

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、管理経費等の削減を図ります。

① 基本方針

松阪市森林公園は、自然環境の優れた森林を保護するとともに、その利用増進により市民の保健、休養の場として利用されています。利用者がその豊かな自然に親しみ、自然を愛する心が養われるなど当該施設の役割は重要なものであり、森林の有する保健休養機能の確保と増進、森林資源の保全・活用等を図り、利用者に対する柔軟なサービス提供や効率的な運営管理を行います。

② 維持管理・運営方針

ア 施設や設備については利用者が安全に利用できることを第一とし、全ての施設を清潔に保ち、かつ機能を正常に維持し、仕様書等に基づき適正な管理と保守点検を行います。

イ 公の施設であることを常に念頭において、市民の平等な利用を確保する管理運営を行います。

ウ 事業計画書等に基づき、施設の効用を最大限に発揮させるよう創意工夫を行い、管理経費等の削減に努めます。

エ 利用者に対しては、親切かつ丁寧な接遇等のサービスを行います。

オ 利用者の意見を聴き、反映できるものは取り入れ、利用者の満足度を高めます。

カ 松阪市と密接に連携を図りながら管理運営を行います。

キ 松阪市の環境方針等に基づく環境に対する取組みに努めます。

(3) 施設の内容

① 施設用途面積 5、022ha

施設用地は民有地となっており、松阪市と地権者において、令和13年3月31日まで土地賃貸借契約を締結しています。

② 施設の概要

ア 建物概要	管理棟	木造平屋建て	1棟	207㎡
	木工教室棟	木造平屋建て	1棟	120㎡
	食堂棟	木造平屋建て	1棟	87㎡
	共同炊事棟	木造平屋建て	1棟	53㎡
	共同炊事棟	木造平屋建て	1棟	15㎡
	屋外便所	木造平屋建て	1棟	31㎡
	障害者用便所	木造平屋建て	1棟	27㎡
	共同浴場		1棟	116㎡
	バンガロー	木造平屋建て	6棟	175㎡
	テント台	木造	20台 (持込・貸出用各10台)	
	屋外ステージ	木造	1棟	27㎡
	芝生広場	1か所	9,803㎡	
	炭窯 (松永窯)	1か所		5㎡
	東屋 (展望台他)	2棟		約25㎡
	東屋 (親水公園)	2棟		約25㎡
	イ 駐車場	第一駐車場 (100台:アスファルト舗装)		
		第二駐車場 (50台:未舗装)		
ウ 遊具施設	コンビネーション遊具	1基		
	ブランコ	1基		
エ その他の施設	展望台及び展望台への遊歩道等	2か所		
	案内板標識	1式		
	親水公園 (堀坂川左岸)			
	観音岳遊歩道 (施設用途面積外)			
	侍谷林道 (県道交差点から横滝寺まで) (施設用途面積外)			

③ 利用状況

(年間入園者数) 算出方法

駐車台数×3人×日4回(2時間毎)＋バス等団体来園者

*****	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入園者数	94,881人	90,059人	87,558人
(うち学校関係)	247人	519人	250人
(うち団体関係)	2,581人	2,277人	2,716人

(月別入園者数)

単位:人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
H29	13709	9609	7078	10522	11921	6292	5922	6484	4555	3635	4420	10734	94881
H30	13036	8968	6864	8517	11559	6663	7485	6489	4779	4256	4332	7111	90059
R1	12890	10056	6214	7118	10580	6077	6999	6171	4224	4533	4482	8214	87558

(施設利用者数)

*****	平成29年度	平成30年度	令和元年度
バンガロー	246棟	171棟	198棟
テント(設置)	41張	38張	57張
テント(持込)	160張	128張	158張
木工教室(大人)	468人	362人	245人
木工教室(小人)	276人	83人	159人

(イベント実施状況)

平成30年度			令和元年度		
フォトコンテスト	3月～4月	応募21点	フォトコンテスト	3月～4月	応募29点
春の登山会	4月28日	35人	春の登山会	5月12日	24人
平和音楽祭	6月16日	約50人	平和音楽祭	6月1日	約80人
親子防災キャンプ	8月18日	49人	森のせんせい講座	7/20～7/21	10人
工作の先生講座	10月8日	8人	秋の登山会	10月6日	30人
秋の登山会	10月21日	9人	MIP FESTIVAL	10月13日	50人
親子で巣箱づくり	12月5日	32人	親子で巣箱づくり	12月5日	32人
お正月まるごと準備会(餅つき、しめ縄作り、餅まき)	12月23日	約600人	お正月まるごと準備会(餅つき、しめ縄作り、餅まき)	12月22日	約600人
登山研修会1	1月12日	17人	登山研修会1	1月18日	14人
登山研修会2	1月19日	24人	登山研修会2	1月25日	24人
しいたけ教室	3月10日	11人	しいたけ教室	3月15日	中止

3. 指定管理者が行う管理の基準

松阪市森林公園条例（平成17年条例第330号）のほか、規則等で定める管理の基準に従って、松阪市森林公園の管理を行うものとします。

なお、適正な管理運営の観点から必要不可欠である業務の基本事項は、次のとおりです。

(1) 休園日

火曜日。ただし、当該日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる時は、開園とします。

※ 市長の承認を得て、臨時に開園・休園することもできます。

(2) 施設の利用期間及び時間

- ① キャンプ場の利用可能期間は通年とし、利用可能時間は午前11時から翌日の午前10時までとします。
- ② バンガロー（宿泊）の利用可能期間は通年とし、利用可能時間は午後3時から翌日の午前10時までとします。
- ③ バンガロー（日帰り）の利用可能期間は通年とし、利用可能時間は午前9時から午後5時までとします。ただし、バンガローの宿泊者がある場合は、午前11時から午後2時までとします。
- ④ 木工教室の利用可能期間は通年とし、利用可能時間は午前9時から午後5時までとします。

※ 市長の承認を得て、変更することもできます。

(3) サービスの向上

施設を常に清潔に保つとともに、利用者に対するサービスの向上を常に図り、利用者の増加に努めてください。また、各種トラブル、苦情等には迅速かつ適切に対応してください。

(4) 法令の厳守

松阪市森林公園の管理運営にあたっては、次の各項に掲げる法令のほか、指定管理者が当然に適用を受ける法令、協定書、仕様書等を厳守することとします。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- ③ 松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例
- ④ 松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則
- ⑤ 松阪市森林公園条例
- ⑥ 松阪市森林公園条例施行規則
- ⑦ 松阪市行政手続条例
- ⑧ 松阪市個人情報保護条例
- ⑨ 松阪市情報公開条例
- ⑩ 労働基準法、その他労働関係法令
- ⑪ 森林法、その他森林関係法令
- ⑫ 旅館業法、その他旅館業関係法令
- ⑬ 公衆浴場法、その他公衆浴場関係法令

- ⑭ 浄化槽法、その他浄化槽関係法令
- ⑮ 三重県小規模水道条例、その他水道関係法令
- ⑯ 建築基準法、その他建築関係法令
- ⑰ その他関係法令等

※ 本契約期間中に前各号に規定する法令並びに条例及び規則に改正があった場合は、改正された内容をもって仕様とします。

(5) 環境配慮の推進

施設の管理運営にあたっては、電気などの効率的利用、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進、環境負荷の低減に資する物品等の調達（グリーン購入）などの環境配慮を行うこととします。

(6) 善管注意義務

指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、森林公園内の施設・設備及び園地を常に良好な状態に管理しなければなりません。

(7) 施設・設備及び園地の維持管理

管理運営業務を行うに当たっては、利用者が快適に施設等を利用できるよう、適切な維持管理を行ってください。

なお、管理物件の本来の効用を維持するために必要な修繕については、松阪市森林公園指定管理者仕様書及び資料5 施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分によります。また、管理物件の効用の増加を目的とした改修については、松阪市の負担と責任において実施するものとします。

(8) 公正な施設の供用

施設の供用にあたっては、利用に関し公平性を確保することとします。

(9) 緊急時の対応

指定管理者は、松阪市森林公園において公園利用者等に被害や災害その他の事故等が発生した場合、現場で対応する責任を有し、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに松阪市に報告しなければなりません。

(10) 情報公開

施設の管理運営に係る情報の公開に関しては、松阪市情報公開条例に準じ、必要な措置を講じることとします。

(11) 管理運営を通じて取得した個人に関する情報の取扱い

指定管理者は、個人情報の適切な管理のため必要な措置を講ずることとし、その管理する公の施設の業務に従事している者（従事者）は、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはなりません。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後においても、同様とします。

(12) 文書の管理保存

管理運営業務を行うに当たり作成し、または取得した文書、図書、写真及び電磁的記録（以下「管理文書」という。）は、松阪市文書管理規程を参考に、適正に管理・保存することとします。なお、管理文書については、指定期間終了時に、松阪市の指示に従って引き

渡しを行っていただきます。

(13) 人権への配慮

指定管理者は、公平な採用選考や人権研修の実施など、人権に配慮した業務遂行に努めてください。

(14) 森林ボランティア等の育成

松阪市森林公園の運営にあたっては積極的に森林ボランティア、イベントインストラクター等の受け入れを行い、その育成に努めてください。

4. 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 管理運営業務の範囲

- ① 松阪市森林公園の運営企画に関すること。
- ② 松阪市森林公園の利用許可及び行為許可に関すること。
- ③ 松阪市森林公園の利用料金に関すること。
- ④ 松阪市森林公園の維持管理に関すること。
- ⑤ 松阪市森林公園条例（平成17年条例第330号）第2条の規定に関すること。

※1 令和3年3月31日以前において、既に利用の申込みがあり、令和3年4月以降の施設の利用が決定している施設等の提供については、原則として現在の管理者から引継ぎ、管理者の変更により利用申込者が不利益を被らないよう配慮してください。

主催事業について、現在の管理者は、令和3年4月1日以降の事業は企画しません。指定管理者は、現在の管理者から引継ぎを受ける期間中（令和3年1月から3月を予定）に、双方協議の上、必要に応じて事業の実施に係る広報活動等を行ってください。

※2 具体的な業務内容及び履行方法については、松阪市森林公園指定管理者仕様書によります。

(2) 業務の留意事項

- ① 行政財産の目的外使用許可、不服申し立てに対する決定等地方自治法に規定する市長のみの権限に属する事務は、指定管理者が行う業務から除かれます。
- ② 松阪市森林公園の管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。なお、業務の一部については、事前に市の承諾を受けた場合に限り、第三者に委託することができます。

5. 指定の期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とします。

6. 管理運営業務に要する経費

松阪市森林公園の管理運営業務に要する経費については、施設の利用者が納める利用料金、指定管理者が企画・実施する各事業等に伴い収受する収入及び市が支払う指定管理料により賄うこととなります。

なお、過去3か年の収入及び経費の実績額については松阪市森林公園指定管理者仕様書を参照してください。

(1) 利用料金

- ① 施設の利用者が納める利用料金は、指定管理者の収入とします。

利用料金の額については、条例に対象となる施設、区分及び金額が定められていますので、その額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者において設定してください。また、利用料金の額を設定した後に、その額を変更しようとする時も、あらかじめ市長の承認を得ることが必要となります。

なお、利用料金の額の設定に当たっては、施設の利用率の向上やサービスの向上につながるよう配慮してください。

- ② 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長が定める基準により利用料金の全部又は一部を免除することができます。ただし、免除による利用料金収入の減収については、指定管理料に当該減収分が見込まれているものとし、松阪市は補填等の措置は行いません。

(2) 管理運営業務の実施に伴い指定管理者が収受する収入

管理運営業務を実施する中で、指定管理者が企画・実施する各事業等に伴い収受する収入については、指定管理者の収入となります。

(3) 市が支払う指定管理料

- ① 市は、管理運営業務に要する経費から利用料金収入見込額、指定管理者が企画・実施する各事業等に伴い収受する収入見込額を差し引いた額を、指定管理者に指定管理料として支払います。指定管理料の年額の上限は、25,317千円（消費税及び地方消費税を含む）とします。

- ② 平成29年度～令和元年度の指定管理料の額（消費税及び地方消費税を含む）は以下のとおりです。事業計画等の参考にしてください。

平成29年度 28,750千円

平成30年度 28,700千円

令和元年度 28,865千円

- ③ 協定により定めた指定管理料は、管理運営業務に要した経費及び利用料金、指定管理者が企画・実施する各事業等、その他の収入に増減があっても増額や減額はいたしません。
- ④ 指定管理料の金額及び支払い方法は、松阪市と指定管理者が締結する協定書で定めます。
- ⑤ 管理運営業務に関する会計について、指定管理者は、自身の法人等の他の会計と区分独立した経理帳簿類を備えるとともに、独立した預金口座により管理していただくこととなります。

※ 指定管理者は、指定期間内において、消費税及び地方消費税の税率の改正が行われた場合、松阪市と協議するものとします。

7. 指定管理者の業務実施及び履行責任等に関する事項

(1) 事業計画書の作成及び提出

事業計画、収支計画等を内容とする各事業年度の事業計画書を、前年度の12月末までに

提出してください。

(2) 事業報告書の作成及び提出

指定管理者は、松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第10条に基づき、毎年度終了後30日以内に事業報告書を市長に提出することとします。報告書の内容については松阪市森林公園指定管理者仕様書によります。

(3) 業務報告の聴取等

市長は、指定管理者に対し、その管理運営に関する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

(4) 責任分担

協定締結にあたり松阪市が想定する責任分担については、別紙資料4において示してあります。詳細は、協定の締結を行う際に定めることとします。

(5) 損害賠償

指定管理者は、故意又は過失によりその管理する松阪市森林公園の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を松阪市に賠償しなければなりません。

(6) 第三者への賠償

指定管理者の帰すべき事由により施設利用者等第三者に損害が生じた場合、指定管理者はその損害を賠償しなければなりません。ただし、その損害が松阪市の責めに帰すべき事由又は双方の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

(7) 保険の付保

指定管理者は、その管理する業務の実施にあたり、自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加するものとします。

8. 業務の継続が困難になった場合における措置

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難となった場合には、市長は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとします。その場合において、指定管理者に損害が生じても、松阪市は賠償の責めを負いません。

なお、指定管理者の責めに帰すべき主な事由は、以下のとおりです。

- ①指定管理者の業務実施に際し不正行為があった場合。
- ②指定管理者が虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだ場合。
- ③協定の内容を履行せず、又はこれらに違反した場合。
- ④その他指定管理者自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定の締結解除の申出があった場合。

(2) 不可抗力等による場合

不可抗力が発生した場合、指定管理者は、不可抗力の影響を早期に除去するよう適切に措置しなければなりません。不可抗力その他松阪市又は指定管理者の責めに帰することがで

きない事由により業務の継続が困難となった場合には、業務継続の可否について、松阪市と協議することができるものとします。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、市長は指定の取り消しを行うものとします。

(3) 管理運営業務の水準が低下した場合の措置

定期的に実地調査を行い、指定管理者の業務が仕様書に規定した内容や水準を満たしていないと判断した場合、是正や改善等必要な指示を行い、指示に従わないときその他管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることがあります。

(4) 損害賠償

上記(1)又は(3)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となり、松阪市に損害が発生したときは、松阪市は損害賠償請求をすることがあります。

(5) 管理運営に要した費用の精算

上記(1)又は(3)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務停止となった場合において、それまでに要した費用が、松阪市が管理運営に要する費用として指定管理者に支払った額に満たないときは、指定管理者は、松阪市に対して残額を支払うものとします。

9. 原状回復及び事務引継

指定管理者は、指定期間が終了するとき（継続して指定管理者に指定されたときを除く。）又は指定が取り消されたときは、速やかに原状に回復して松阪市に建物、附帯施設、什器、備品、管理に必要なデータ等を引き渡すとともに、松阪市又は新たな指定管理者と十分に事務引継ぎを行うこととします。ただし、原状回復を要しないことについて、松阪市の承認を得たときはこの限りではありません。

10. 備品等の帰属

- (1) 松阪市森林公園に備え付けられた備品並びに指定管理者が指定管理料により購入した備品は、松阪市に帰属します。（既存の物品一覧については資料1のとおりです。）
- (2) 管理運営業務に必要な備品は、原則として指定管理者で購入または調達してください。また備品が経年劣化等により管理運営業務の用に供することができなくなった場合の更新も同様です。
- (3) 備品の管理については、松阪市森林公園指定管理者仕様書によります。

11. 運営委員会の設置

指定管理者は、松阪市森林公園の管理運営業務を円滑に実施するため、市民及び有識者等の委員で構成する松阪市森林公園運営委員会を設置するものとします。運営委員会の具体的事項については、松阪市と指定管理者が締結する協定書で定めるものとします。

12. 業務を実施するに当たっての注意事項

- (1) 指定管理者が、管理運営業務に関する規定、要綱等を作成する場合は、松阪市と事前に協議することとします。
- (2) 協定に定めのない事項については、その都度松阪市と協議することとします。

1.3. 提供した資料の取扱い

松阪市が提供した資料等は応募に関する検討以外の目的で使用することを禁じます。
また、この検討の目的の範囲内であっても、松阪市の承諾を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示することを禁じます。

II 申請手続等について

1. 応募の資格等

(1) 応募の資格

- ① 法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。（法人格は必ずしも必要ありませんが、個人での応募はできません。）
- ② 公園等類似施設の運営実績があること。

(2) 応募者の制限

次の条件に該当する法人等に限りません。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受け、当該処分の日から起算して2年を経過しない法人等でないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しないもの及び破産者で復権を得ない法人等でないこと。
- ③ 役員等〔法人である場合には、その法人の役員又はその支店もしくは営業所等（常時勤務等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者を、法人以外の団体である場合には、その団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。〕に禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者が含まれる法人等でないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、松阪市における一般競争入札等の参加を制限されている法人等でないこと。
- ⑤ 松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領に基づく指名停止期間中の法人等でないこと。
- ⑥ 市民県民税、法人税（法人以外の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している法人等でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きを行っている法人等でないこと。
- ⑧ 松阪市の締結する契約等から暴力団等排除措置要綱（平成20年告示第44号）に該当しない法人等であること。
- ⑨ 松阪市議会の議員、市長、副市長並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が、無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人、清算人（以下「無限責任社員等」という。）に就任していない法人等であること。ただし、松阪市議会の議員以外の者について、松阪市が資本金、

基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人等の無限責任社員等に就任している場合を除きます。

(3) 複数の団体での共同申請

複数の団体での共同（以下「グループ」という。）による申請の場合には、次の点に留意してください。

- ① グループの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。なお、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。
- ② グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請することはできません。

(4) 応募の条件等

- ①公園の維持管理等において、近隣地区住民の積極的な雇用が図られること。

2. 応募の手続き

(1) 提出書類

指定管理者の指定を受けようとするため、指定申請する法人等（以下「応募団体」という。）は、下記の書類を提出してください。

- ① 指定管理者指定申請書（松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則様式第1号）グループ応募の場合は、グループの構成を示す書類（様式第2号）を併せて添付して下さい。
- ② 松阪市森林公園の管理運営に関する事業計画書（様式第4号）及び収支予算書（様式第5号及び必要により様式第6号）
- ③ 応募団体に関する書類（グループ応募の場合は、各構成団体も以下の書類を提出して下さい。）

ア 応募団体の概要を記載した書類

設立趣旨、事業内容、組織体制等を示す書類（様式第3号）を提出してください。

イ 法人等の定款、寄附行為、規約その他これらに準ずるもの

定款及び寄附行為のない団体にあつては、団体の規約等（団体の目的、事務所、資産に関する規定、代表者の任免に関する規定等を記載した書類）及び代表者の身分を証明する書類を提出してください。

ウ 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書

（申請日前3か月以内に取得したもの）

※ただし、登記のない法人の場合は、名称及び本店又は主たる事業所の所在地を証明する書類を提出してください。

エ 法人等の印鑑証明書（申請日前3か月以内に取得したもの）

オ 法人等の決算関係書類

過去3か年分の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、財産目録その他これらに準ずる書類を提出してください。

※新たに設立する法人又は設立初年度の法人にあつては、収支予算書又はこれに準ずる書類及び総会等の議事録及び設立後申請までの間の活動内容を記載した書類を添付してください。

カ 法人等の予算関係書類

直近の会計年度の事業計画書及び収支予算書

キ 役員名簿（役職、氏名、現住所及び生年月日を記載したもの）

ク 納税に関する証明書（発行から3か月以内に取得したもの）

法人の場合又は法人と同様の納税義務を負う団体の場合は、松阪市税の納税証明書、法人税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書。

上記以外の団体の場合は、代表者の松阪市税の納税証明書、申告所得税の納税証明書、消費税及び地方消費税の納税証明書。

※納税義務がない場合には、指定管理者指定申請に係る納税に関する申立書（様式第7号）を提出してください。

④ 施設の管理運営を行う上で必要な資格の写し。

⑤ 類似施設の運営実績

現在、松阪市森林公園の管理運営を受託している団体については、松阪市森林公園の運営実績を記載し、それ以外の団体については松阪市森林公園に類似する施設の運営実績を記載してください。（様式第8号）

類似施設の運営実績がない場合は、様式第8号に代えて、施設の運営能力を保有している説明書（様式は任意）を提出していただくこともできます。

⑥ 指定管理者指定申請に係る申立書

応募者の資格等並びに応募書類等が虚偽でないことの申し立て（様式第9号）

※ 提出書類は、証明書等を除き日本工業規格のA4の大きさとしします。

※ 「指定管理者指定申請・提出書類一覧」（資料3）を参考としてください。

(2) 提出部数

正本1部及び副本1部（副本は複写可）

(3) 提出書類の著作権

事業計画書等提出書類の著作権は、応募団体に帰属します。ただし、松阪市は指定管理者の決定の公募等において必要と認めるときは、当該提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(4) 提出書類の情報公開

提出された書類は、松阪市情報公開条例に基づく開示請求により、個人に関する情報等非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。

(5) 提出書類の留意事項

① 重複提案の禁止

応募1団体（グループ）につき、事業計画書等の提出は1組とします。複数の提案はできません。

② 提案内容の変更禁止

提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えによる提案内容の変更は原則として認めません。

③ 費用負担

応募に必要な費用は、応募団体の負担とします。

④ 使用言語及び通貨単位

提出書類に使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とします。

⑤ 提出書類の取り扱い

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。また、提出書類は、選定等のために必要な範囲で複製を作成することがあります。

⑥ グループ構成員の変更

グループ応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

3. 事業計画書

第2項第1号②に規定する事業計画書の作成にあたり、次の項目については、令和3年度から令和12年度の事業計画を記載してください。

② イベント等の事業計画について

③ 自主事業、その他の事業計画について

4. 収支予算書

(1) 第2項第1号②に規定する収支予算書の作成にあたっては、施設の管理運営業務及びその他新規事業に関する業務（必要により記載）のそれぞれについて、令和3年度から令和12年度の収支予算を主な収入・支出項目に区分し、記載して下さい。また、予算の積算内訳についても示して下さい。

(2) 施設ごとの利用料金の額を示して下さい。

Ⅲ 選定の方法及び基準

1. 選定の方法

松阪市公の施設に係る指定管理者審査選定委員会（以下「審査選定委員会」という。）を設置し、選定委員5名により、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、指定管理者の候補者の選定を行います。詳細においては別紙資料6松阪市森林公園指定管理者選定評価表②選定方法を参照してください。

2. 選定の基準等

- (1) 事業計画書による松阪市森林公園の運営が、市民の平等な利用を確保することができるものであること及びサービス向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、松阪市森林公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。
- (4) 施設の設置目的を達成するために必要な能力を有しているものであること。

以上の選定の基準に照らすとともに、別紙資料6松阪市森林公園指定管理者選定評価表中の評価の視点の各項目について5段階で評価します。

3. 選定審査

(1) 資格・書類審査

候補者の選定にあたっては、提出書類により応募資格、提案内容等について、審査選定委員会で書類審査を行います。

(2) プレゼンテーション等

提案内容等のプレゼンテーション及びヒアリング（質疑）を行います。

令和2年12月4日（金）に予定しています。実施時間、場所等については、応募申請書提出期限後に通知いたします。

状況に応じて、集会での開催が困難であると判断される場合は、Web会議方式となる場合がございます。その際はWeb環境等の準備をお願いします。

4. 候補者の選定及び選定結果の報告

提出書類とプレゼンテーション、ヒアリングの結果を基に、審査選定委員会において総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定します。

審査選定委員会は、選定結果を市長に報告します。

5. 候補者の決定及び通知

市長は、審査選定委員会による選定結果報告に基づき指定管理者の候補者を決定し、選考結果については、応募団体に文書で通知するとともに市ホームページに掲載します。

6. 応募・選定時における情報の非公開

応募・選定時における応募団体に関する情報については公開しませんが、指定管理者候補団体として決定した際においては、指定管理者候補団体の基本的情報について公表いたします。

ので、ご了承ください。

7. 選定審査対象からの除外

次の事項に該当する場合は、選定審査対象から除外いたします。

- ① 選定審査に対し不当な要求等を申し入れた場合
- ② 審査選定委員会委員に個別に接触した場合
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があった場合
- ④ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ⑤ 提出書類等の提出期間を経過してから提出書類が提出された場合
- ⑥ 提出書類提出後に事業計画の内容を変更した場合
- ⑦ その他不正な行為があった場合

8. 再度の選定

指定管理者に指定されるまでの間に、当該候補者を指定管理者とすることができない事情が生じたときは、審査において次点となったものから順に候補者を決定することとします。

IV 日程について

1. 募集要項及び仕様書等の配付

- (1) 配付期間 令和2年10月23日(金)～令和2年11月24日(火)
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く
- (2) 配付時間 午前9時～午後5時15分
- (3) 配付場所 松阪市産業文化部林業振興課
〒515-1592 松阪市飯高町宮前180番地
◇電話 0598-46-7124 ◇Fax 0598-46-7001
- (4) 配付方法 松阪市産業文化部林業振興課の窓口でお渡しいたします。また、松阪市ホームページからもダウンロードできます。
※松阪市ホームページ URL <http://www.city.matsusaka.mie.jp/>

2. 公募説明会(現地説明会)の開催

- (1) 開催日時 令和2年10月30日(金) 午後3時から1時間程度(予定)
- (2) 開催場所 松阪市伊勢寺町1678番地 松阪市森林公園内
- (3) 説明内容 募集要項及び仕様書の説明、公園の施設見学
- (4) 参加人数 1応募団体につき3人以内
- (5) 参加申込 公募説明会参加申込書(様式第10号)を10月29日(木)午後1時までに郵送、Faxまたは電子メールのいずれかの方法で送付してください。
参加申込み先は、上記募集要項配布場所と同じ。
※Fax 0598-46-7001 ※Eメール rin.div@city.matsusaka.mie.jp

※上記により参加申込された場合、確認のためその旨を必ずお電話で林業振興課に連絡してください。0598-46-7124

3. 質問の受付及び回答

質問は原則文書(様式第11号)とし、郵送又はFax若しくは電子メールで受け付けます。電話等、口頭による質問は、事務手続き等に関するものを除き受付はできません。ただし、公募説明会(現地説明会)での質問は受付いたしますが、回答については後日となる場合があります。

- (1) 受付期間 令和2年10月30日(金)～令和2年11月16日(月)
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く
- (2) 受付時間 午前9時～午後5時15分
- (3) 受付場所 上記募集要項配布場所と同じ
※Eメール rin.div@city.matsusaka.mie.jp
- (4) 回答方法 ① 回答は、公平性、透明性を確保するため、全て書面により行い、その内容は質問者の独自のノウハウに係る事項等を除き、原則として公開します。
② 質疑要約後、随時回答いたします。また、松阪市ホームページへ掲載

いたします。

※松阪市ホームページ URL <http://www.city.matsusaka.mie.jp/>

4. 指定申請書の提出

指定申請書に必要事項を記入の上、添付書類とともに提出して下さい。(期間厳守)

- (1) 提出期間 令和2年10月30日(金)～令和2年11月24日(火)
ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く
- (2) 提出時間 午前9時～午後5時15分
- (3) 提出場所 上記募集要項配布場所と同じです。
- (4) 提出方法 直接持参又は郵送
郵送の場合、書留郵便とし、令和2年11月24日(火)必着。
なお、電送による提出は受け付けません。

5. 指定管理者審査選定委員会の実施

令和2年12月4日(金)に実施を予定しています。

6. 選考結果通知

審査選定委員会の審査終了後に通知いたします。

7. 指定管理者との協定締結

令和2年12月に協定締結の予定です。

8. 指定管理者による管理運営の開始及び業務の引継ぎ

令和3年4月1日(木)から開始いたします。新たな指定管理者は、開始当初から円滑な業務遂行が可能となるよう、協定締結後から従前の指定管理者と十分な事務引継ぎを行っていただきます。また、指定期間前に事務引継等に要した費用は全て新たな指定管理者の負担とします。

9. 指定期間満了時の次期指定管理者への業務の引継ぎ

指定期間が満了したとき(継続して指定管理者に指定された場合を除く。)又は指定が取り消されたとき等は、施設・設備等の原状回復、備品・管理に必要なデータ等の引き渡しとともに、市又は次期指定管理者に十分な事務引継等を行っていただきます。

10. 問い合わせ先

〒515-1592 松阪市飯高町宮前180番地

松阪市産業文化部林業振興課 森林保全係 ◇電話 0598-46-7124 ◇Fax0598-46-7001

V 指定管理者の指定及び協定に関する事項

1. 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、松阪市議会の議決が必要です。指定管理者の候補者について、松阪市議会定例会（令和2年12月議決予定）に上程を予定し、議会の議決が得られれば、当該候補者は指定管理者に指定されることとなります。ただし、指定申請後にP. 10の応募制限に掲げる要件のいずれかを満たさないこととなった場合は指定をしないことがあります。

2. 協定の締結

指定管理者の指定を受けた法人等は、松阪市長と松阪市森林公園の管理に関する協定を締結します。なお、協定書に定めのない事項が発生した場合は、改めて協議することとします。

協定の主な内容は、次のとおりです。

- ① 指定期間
- ② 管理運営に要する経費の額及び支払い方法について
- ③ 情報公開及び個人情報の保護について
- ④ 利用の許可及び行為の許可等について
- ⑤ 利用料金に関する事項
- ⑥ 事業計画書及び事業報告書について
- ⑦ 指定の取消し及び管理業務の停止について
- ⑧ 指定管理者と松阪市の責任分担について
- ⑨ 損害賠償及び原状回復について
- ⑩ 事務の引継ぎについて
- ⑪ 運営委員会に関する事項
- ⑫ その他必要となる事項について

3 指定後の留意事項

指定管理者の指定後、施設の管理開始までの間において、次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消すことがあります。

- (1) 正当な理由なくして市との協定の締結に応じないとき
- (2) 指定管理者の資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないときと認められるとき
- (3) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者として相応しくないと認められるとき